

株式会社 湖光ケア 特定福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具販売事業 運営規程

(事業の目的)

第一条

株式会社湖光ケア の運営による「ダスキンヘルスレント栗東」が行う指定特定福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、事業所の専門相談員が適正な指定特定福祉用具販売サービスおよび指定特定介護予防福祉用具販売サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条

1. 事業の実施にあたっては、常に利用者の意志及び人格と尊厳を尊重したサービスの提供に務めるものとする。
2. 下記①～④の目的を達するため、事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・納品・説明・調整等を行い、最適な福祉用具の利用を可能にする。
 - ① 利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むこと
 - ② 利用者の機能回復に資すること
 - ③ 介護者の負担の軽減を図ること
 - ④ 利用者が介護状態にならないよう予防すること
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者など、関連各位との連携に務めるものとする。
4. 上記の他、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定予防介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を遵守する。

(事業所の名称)

第三条

- | | |
|--------|-------------------|
| 1. 名称 | ダスキンヘルスレント栗東 |
| 2. 所在地 | 滋賀県栗東市手原 7 丁目 6-4 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第四条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 福祉用具専門相談員 常勤換算2名以上

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画書（特定福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具貸与計画）の作成・変更等を行い、サービスの提供において、利用者に対し、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

- 1) 福祉用具に関する相談援助、2) 福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検、
3) 利用者の身体の状況等に応じた福祉用具選定、4) 福祉用具の使用方法の指導

3. 事務職員

事務職員は、必要な事務を行う。

4. メンテナンス要員

メンテナンス要員は、福祉用具の修理・保管・消毒等、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務を行う。

(事業所の営業及び営業時間)

第五条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月～土曜日（日・祝、年末年始12月30日から1月3日以外）

2. 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

3. 上記例外処置 特定福祉用具の販売に係わる利用者の希望により、営業日・営業時間外の対応も、適宜検討・対応する。

(特定福祉用具販売および特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額)

第六条

専門相談員の行う特定福祉用具販売および特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

1. 特定福祉用具の販売に当たっては、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料などに関する情報を提供し、個別の福祉用具の販売に係わる同意を得るものとする。
2. 福祉用具の提供に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に留意する。
3. 福祉用具の提供に当たっては、利用者の身体等の状況に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の注意事項、故障等の対応等を記載した文書を利用者に交付し、充分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

4. 特定福祉用具販売の提供に当たり、取り扱う種目は厚生大臣が定める特定福祉用具販売に関する福祉用具の種目に基づいた別添カタログ掲載種目とする。

販売種目

- 1. 腰掛便座
- 2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3. 入浴補助用具
- 4. 簡易浴槽
- 5. 移動用リフトのつり具部分
- 6. 固定用スロープ（携帯用は除く）
- 7. 歩行器（歩行車は除く）
- 8. 単点杖（松葉杖は除く）
- 9. 多点杖 10. 排泄予測支援機器

5. 貸与・購入の選択制の商品については利用者に必要な情報提供と提案を行う。
6. 特定福祉用具販売および特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の販売料金の額は別添カタログ掲示の料金によるものとする。当該特定福祉用具販売が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。
7. 通常の事業実施地域で行う、特定福祉用具販売に要した搬入に特別な措置が必要な場合の経費については、別紙（1）の料金で、あらかじめ利用者またはその家族に対し事前に説明を行い、同意を得て記名捺印を受けるものとする。
8. 通常の事業実施地域以外の地域で行う、特定福祉用具販売および特定介護予防福祉用具販売に要した交通費及び搬入に特別な措置が必要な場合の経費についても、別紙（1）の料金表で、あらかじめ利用者またはその家族に対し事前に説明を行い、同意を得て記名捺印を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第七条

1. 事業所の通常事業の実施地域は以下の通りとする。
栗東市、草津市、守山市、野洲市、湖南市、甲賀市

（衛生管理等）

第八条

1. 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第九条

- 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を行なうものとする。

(苦情処理)

第十条

- 特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- ご利用者からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情内容を記録する。
- 事業者は、提供したサービスに関し、市町村が行なう質問もしくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行なうものとする。

(個人情報の保護)

第十二条

- 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者が行なうサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第十三条

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。
責任者：奥田將人

(非常災害対策)

第十四条

- 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を構築するよう努める。
 - 事業継続計画を策定し、従業者に周知徹底、必要な研修及び訓練を行う。
 - 感染症対策を講じ、発生またはまん延を予防する。対応方針を、従業者に周知徹底、必要な研修及び訓練を行う。

(暴力団排除)

第十四条

- 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者と従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。）ではなく、また事業所の運営について暴力団員の支配を受けません。

(その他運営についての留意事項)

第十五条

事業者は、以下の条項に留意して事業を行う。

- 職員の研修
 - 採用時研修を、入社1ヶ月以内に行う。
 - 継続研修を、年3回以上実施する。
- 秘密の保持
 - 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
 - 従業者であった者は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 提示及び目録の備え付け
 - 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を提示し、サービス利用者のサービスの選択に資するように努める。
 - サービス利用者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録（カタログ）を事務所に備え付ける。

付則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年5月30日から施行する。

この規程は、平成27年2月2日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規定は、平成28年9月15日から施行する。

この規定は、平成28年10月1日から施行する。

この規定は、平成30年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年1月1日から施行する。

この規定は、令和3年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年2月1日から施行する。

この規定は、令和5年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年10月25日から施行する。

この規定は、令和6年12月1日から施行する。